

議案第53号

幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和5年6月27日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

住居手当支給対象外となる公舎の要件における「家族」について、パートナーシップ関係の相手方についても読み込めるよう「世帯の構成員」に改める必要があるため、本案を提出する。

幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の住居手当に関する規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項各号中「家族」を「世帯の構成員」に改める。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(支給範囲)</p> <p>第2条 条例第14条第1項に規定する世帯主（これに準ずる者を含む。）である職員とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 世帯主 独立した世帯（生計を一にする生活単位をいう。以下同じ。）を形成している場合において、主としてその収入によって当該世帯の生計を支えている者で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条に定める住民票（以下「住民票」という。）上の世帯主であるもの</p> <p>(2) これに準ずる者 独立した世帯を形成している場合において、主としてその収入によって当該世帯の生計を支えている者で、住民票上の世帯主として届けられていないもの</p> <p>2 条例第14条第1項に規定する公舎等で教育委員会規則で定めるものとは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 区が職員及びその<u>世帯の構成員</u>を居住させるために設置した施設</p> <p>(2) 国、地方公共団体、公社、公団、民間企業等その名称を問わず雇用主が被雇用者及びその<u>世帯の構成員</u>を居住させるために設置した施設</p> <p>附 則（令和5年 月 日世教委規則第 号） この規則は、令和5年7月1日から施行する。</p>	<p>(支給範囲)</p> <p>第2条 条例第14条第1項に規定する世帯主（これに準ずる者を含む。）である職員とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 世帯主 独立した世帯（生計を一にする生活単位をいう。以下同じ。）を形成している場合において、主としてその収入によって当該世帯の生計を支えている者で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条に定める住民票（以下「住民票」という。）上の世帯主であるもの</p> <p>(2) これに準ずる者 独立した世帯を形成している場合において、主としてその収入によって当該世帯の生計を支えている者で、住民票上の世帯主として届けられていないもの</p> <p>2 条例第14条第1項に規定する公舎等で教育委員会規則で定めるものとは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 区が職員及びその<u>家族</u>を居住させるために設置した施設</p> <p>(2) 国、地方公共団体、公社、公団、民間企業等その名称を問わず雇用主が被雇用者及びその<u>家族</u>を居住させるために設置した施設</p>